

建設関連業務履行能力確認調査・審査基準

建設関連業務に係る履行能力確認調査実施要領（平成16年4月1日施行。以下「実施要領」という。）第10の規定に基づく履行能力確認調査（以下「調査」という。）の具体的調査方法や適否の判断基準については、別に定めがあるもののほか、この基準によるものとする。

1 調査内容

- (1) 第3項に規定する数値的判断基準（以下「数値的判断基準」という。）に関する事項。
- (2) 入札価格積算の根拠及び妥当性に関する事項
 - イ 入札価格に係る業務委託費内訳書と仕様書の整合
 - ロ 入札価格に係る業務委託費内訳書の積算の適否
 - (イ) 違算の有無
 - (ロ) 安価な積算の根拠及び理由
 - ハ 利益見通し
- (3) 業務計画の適否及び労務、資材等の調達等の適否に関する事項
 - イ 管理技術者及び照査技術者の適否
 - (イ) 配置技術者が保有する資格・経歴
 - (ロ) 配置技術者の手持ち業務数
 - ロ 業務計画の適否
 - (イ) 概略の業務工程
 - (ロ) 想定される成果品量
 - (ハ) 業務遂行上の課題とその解決方法
 - ハ 再委託・資材調達計画の適否
 - (イ) 再委託内容・再委託予定業者・入札者との関係
 - (ロ) 調達資材・調達予定業者・入札者との関係
 - ニ 使用人等の調達計画の適否
 - 予定労務単価の妥当性
 - ホ 本業務の履行に必要な主な機材調達等の適否
 - 調達（手持ち）機材の概要
- (4) 履行能力の適否に関する事項
 - イ 本件業務と同種業務の履行実績
 - ロ 県発注業務受注状況
 - ハ 現在の手持ち業務状況
 - ニ 技術者の保有状況及び配置状況
- (5) その他の必要な事項

2 調査方法

- (1) 調査対象者への指示
 - イ 入札執行者は、実施要領第4の規定により入札を保留したときは、速やかに入札に付す業務を発注する課（室）長等（入札執行者が業務を発注する場合又は地方機関の場合にあっては、担当班長等。以下「業務担当課長等」という。）にその旨を連絡し、入札調書の写し及び入札参加者から提出された業務委託費内訳書を提供して調査の実施を依頼する。
 - ロ 業務担当課長等は、イの依頼があった場合は、速やかに数値的判断基準により調査対象者を調査し、その結果、落札不相当と判断したときは、入札執行者にその旨を報告する。この場合において、第1項第2号から第5号まで、ハから第3号まで及び第4項の調査は省略する。
 - ハ 業務担当課長等は、イの依頼があったときは、速やかに調査対象者に連絡し、調査事項を伝える。ただし、ロの調査で調査対象者を落札不相当と判断しなかったときは、原則として第1項第2号の調査を省略する。
 - (イ) 調査項目（履行能力確認調査回答書（様式第1号））
 - (ロ) 提出しなければならない資料の項目及び提出期限
 - (ハ) 聴き取り調査を行うこと（聴き取り調査の日時を調整する。次号イただし書の規定により省略する場合を除く。）。
- (2) 聴き取り調査
 - イ 業務担当課長等は、調査対象者から提出された履行能力確認調査回答書を基に、当該調査対

象者から聴き取り調査を行う。ただし、第1号口で調査対象者を落札不相当と判断しなかったときは、当該調査を省略することができる。

ロ 入札執行者は、必要と認めるときは、イの聴き取り調査に立ち会う。

(3) 調査報告書の作成

イ 業務担当課長等は、履行能力確認調査回答書及び前号の聴き取り調査を基に履行能力確認調査書（様式第2号）を作成する。

ロ 業務担当課長等は、調査対象者が調査に応じないとき、又は求めた資料を提出しないとき（十分な資料を提出しないときを含む。）は、必ずその旨を履行能力確認調査書に記載する。

3 数値的判断基準

(1) 調査対象者の入札価格の直接業務費相当額（別表1の直接業務費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。以下同じ。）が失格判断基準額1（調査基準価格における直接業務費相当額（別表2の調査基準価格における直接業務費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。以下同じ。）に0.95を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額）を下回る場合は、当該調査対象者を落札不相当とする。

(2) 調査対象者の入札価格の諸経費相当額（別表1の諸経費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。以下同じ。）が失格判断基準額2（調査基準価格における諸経費相当額（別表2の調査基準価格における諸経費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。以下同じ。）に0.9を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額）を下回る場合は、当該調査対象者を落札不相当とする。

(3) 調査対象者の入札価格が失格判断基準額3（全入札者（全入札者が5者以上の場合は、全入札者から入札価格の最高金額の1者と最低金額の1者を除外したすべての入札者をいい、全入札者が3者又は4者の場合はすべての入札者をいう。また、入札者の入札価格が、設計額に60/100を乗じた額（1円未満は切り捨てる。以下「60%相当額」という。）を下回る場合については、60%相当額に置き換えるものとする。）の入札価格の平均額（1円未満の端数を切り捨てたもの。）に0.95を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額（ただし、調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格に置き換えるものとする。）を下回る場合は、当該調査対象者を落札不相当とする。ただし、この失格判断基準額3は、全入札者が3者未満の場合は適用しないものとする。なお、入札価格が予定価格を超える者の入札は、この全入札者数及び失格判断基準額の算出から除くものとする。

4 判断指針

(1) 次のイからハまでのいずれかに該当するときは、入札委員会において審議し、原則として落札者とししない。

イ 調査対象者が、調査に応じないとき、又は調査において求めた資料を指定期日まで提出しないとき。

ロ 管理技術者が必要な資格を満たしていないとき。

ハ 調査対象者が契約締結の意思がないことを確認したとき。

(2) 次のイからヘまでのいずれかに該当するときは、入札委員会において審議し、落札者とししないことができる。

イ 入札価格の積算において、県の示した仕様を満たしていないとき。

ロ 業務委託費内訳書の積算に大きな違算があり、入札価格での契約の履行が困難と判断されるとき。

ハ 明らかに採算割れの受注になっているとき。

ニ 業務計画の見通しがなく、契約の履行が困難と見込まれるとき。

ホ 管理技術者の手持ち業務数が多く、契約の履行に著しく支障があると判断されるとき。

ヘ その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

附 則

1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。

2 建設関連業務履行能力確認調査・審査基準（平成15年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成21年9月14日から施行する。

附 則
この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成23年6月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成27年7月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成28年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、平成29年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (調査対象者の入札額の内訳)

業務区分	直接業務費相当額	諸経費相当額
建設コンサルタント業務 (土木設計業務) (設計業務)	次の額を合算した額 直接人件費 (一括計上価格を含む。) 直接経費 外注費	次の額を合算した額 その他原価 一般管理費等
測量業務 (用地測量)	次の額を合算した額 直接測量費 (外注費, 一括計上価格を含む。) 測量調査費	諸経費
地質調査業務 (地質,土質調査業務)	次の額を合算した額 直接調査費 (外注費, 一括計上価格を含む。) 間接調査費	次の額を合算した額 解析等調査業務費 諸経費
補償コンサルタント業務 (用地調査業務)	次の額を合算した額 直接人件費 (一括計上価格を含む。) 直接経費 外注費	次の額を合算した額 その他原価 一般管理費等
建築設計業務	次の額を合算した額 直接人件費 特別経費 外注費	次の額を合算した額 技術料等経費 諸経費

別表 2 (調査基準価格の内訳)

業務区分	税抜き調査基準価格=①から④の計				設定の範囲
	調査基準価格における 直接業務費相当額		調査基準価格における 諸経費相当額		
	①	②	③	④	
建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等 ×0.48	6/10 ~8/10
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費×0.48	-	6/10 ~8.2/10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 ×0.9	解析等調査業務費 ×0.8	諸経費×0.48	2/3 ~8.5/10
補償コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等 ×0.45	6/10 ~8/10
建築設計業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×0.6	諸経費×0.6	6/10 ~8/10

(1) 建設関連業務に係る履行能力確認調査実施要領第3により調査基準価格を算定した際に、別表の設定の範囲を外れたことで調査基準価格を下限値又は上限値で定めた場合であっても、失格判断基準額の基礎となる別表2の①から④までの値は、各々の算定式により求められた値を使用するものとする。

【参考】 業務委託費 = 直接業務費相当額 + 諸経費相当額